

いいつかブランド認定制度

認定募集要項

1 趣旨

本市の優れた地域資源又は製品を「いいつかブランド」として認定することにより、本市の知名度の向上と特産品の創出を推進し、もって地域経済の活性化に資することを目的とするものです。

2 認定申請できる方

(1) 対象者

市内に本社機能を有する中小企業基本法に基づく中小企業者及び小規模事業者、若しくは市長が必要と認める者。

(2) 申請要件

いいつかブランドの認定を受けようとする事業者及び製品は、以下の要件を満たさなくてはならない。

- ①製造又は販売について、関係する法令及び条例により許可、認可又は届出の必要がある場合は、当該許可若しくは認可を得、又は当該届出を済ませていること。
- ②事業者が個人である場合は当該事業者が、法人である場合は当該法人及び代表者が本市の市税を滞納していないこと。
- ③事業者が、飯塚市暴力団排除条例(平成22年飯塚市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく許可又は届出の対象となる営業である事業を営んでいないこと。
- ⑤申請した商品の生産、製造、販売等に関し、第三者の産業財産権等に損害を与える者でないこと。
- ⑥食品の場合、食品表示が明確化されているもの。
- ⑦申請時点で販売されているもの又は今年度中に販売予定のもの。
- ⑧上記に定めるもののほか市長が必要と認めること。

3 認定対象製品等

以下のいずれかに該当する製品とします。食品のほか、工芸品や雑貨等も対象とします。

- (1) 市内事業者が主体となって生産した一次産品、加工品、工芸品又は技術等
- (2) 市内で生産、製造若しくは加工されたもの
- (3) 市内の生産物を材料として製造若しくは加工されたもの
- (4) いづかの地域資源や魅力を発信することのできるもの

4 認定品の選定方法

いづかブランド認定審査会(8名)にてプレゼンテーション方式により審査します。

◆プレゼンテーション方式

①書類審査（関係法令調査を含む）

②プレゼンテーション審査

- ・プレゼンテーション審査の開催日は令和6年8月19日（月）を予定しています。
- ・プレゼンテーション審査にご参加いただけない場合は失格となります。
- ・食品の場合、必要相当数（審査員8名）のサンプルの提供をお願いします。食品以外の場合はできる限りの数量でサンプル等の提供をお願いします。

5 審査基準

以下の基準により審査を行い、認定製品の選定を行います。

項目	内容
意欲・やる気度	<ul style="list-style-type: none"> ・認知度に関わらず、本市の加工品又は製品として周知等へのチャレンジ精神が感じられること。 ・販路拡大又は観光誘客に繋がるような計画・取り組みに努めていること。
魅力度	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の名称・イメージ等が本市を連想させる魅力があること。 ・消費者の心を惹きつける工夫点があること。 ・パッケージデザインが優れていること。
独自性・創造性	<ul style="list-style-type: none"> ・他に類を見ない独自のもの又は類似のものに対して優位を主張できること。 ・生産方法等において、伝統的技術の保持や先進的技術または独自技術を取り入れていること。
地域性・コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・本市で生まれたもの、あるいは本市にちなんだ伝統や歴史的・文化的背景をもつもの。 ・製品のコンセプトに事業者の技術やストーリー性が活かされていること。 ・本市の地域資源を活用し、地域経済の活性化が見込まれること。
品質・技術力	<ul style="list-style-type: none"> ・味、香りなど素材の活かし方や製造技術が優れていること。 ・サイズ展開・量・使いやすさが優れていること。 ・食品表示が明確化されており、消費者が安心して購入できること。 ・製品の生産や流通における履歴管理（トレーサビリティ）が適切に行われていること。
市場性・将来性	<ul style="list-style-type: none"> ・ECサイトを活用しており、国内各地への販売意欲があること。 ・将来的目標や計画・ビジョン等が明確であること。 ・社会の変化に適応した新しい取り組みがされていること。 ・安定した生産・供給体制が整っていること。 ・商品価値に見合う価格が設定されていること。
期待度	<ul style="list-style-type: none"> ・いづれかブランドとして今後の活躍が期待ができるものであること

6 申込方法

(1) 申請期間

令和6年7月1日（月）から令和6年7月31日（水）まで
必要書類一式を飯塚市特産品振興・ふるさと応援課へご提出ください。

※郵送の場合

〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号 本庁4階

飯塚市特産品振興・ふるさと応援課 特産品振興係窓口

(2) 提出物一覧

No.	名称	法人	個人
1	いいつかブランド認定申請書（様式第1号） ※ホームページにてダウンロード可 ※法人は登記印、個人は登録印を押印	○	○
2	いいつかブランド認定申請調書（別紙1） ※ホームページにてダウンロード可	○	○
3	いいつかブランド認定申請に関する確認書（別紙2） ※ホームページにてダウンロード可	○	○
4	いいつかブランド認定宣誓書（別紙3） ※ホームページにてダウンロード可	○	○
5	住民票（外国人にあつては、日本国内において就労が認められる在留資格を有することを証明できるもの）の写し	×	○
6	履歴事項全部証明書の写し（法人登記事項証明書）	○	×
7	個人・法人情報（市税滞納の確認用）に関する同意書（市内の個人・法人のみ）※ホームページにてダウンロード可	○	○
8	許認可証の写し（許認可が必要な業種のみ）	○	○
9	申請製品の画像データ（紙媒体でも可）	○	○

※No.1、2、3、4、7は市ホームページよりダウンロードできます。

参照：飯塚市HP(<https://www.city.iizuka.lg.jp/>)

7 認定の有効期間

認定日から令和9年3月31日まで（※参照：いいつかブランド認定要綱第10条）

8 認定の特典

- (1) いいつかブランド認定証を交付します。
- (2) 市が公式的に行う催事において、認定製品を出品し、PR・販売体制を整えます。
- (3) 認定製品は、市ホームページや特設ホームページ、広報紙、パンフレット等へ掲載し、市内外へ広くPRを行います。
- (4) 販路開拓や製品の品質向上などブラッシュアップに向けた補助事業の対象となります。
- (5) その他、認定製品のPR・販路拡大につながる支援を行います。

9 認定事業者の責務

- (1) 認定事業者は、いいつかブランド認定要綱を遵守すること。
- (2) 認定事業者は、認定製品の生産・製造・販売を通して、積極的にいいつかブランドのイメージ向上と地域活性化に努めること。
- (3) 認定製品の品質・流通・販売等において事故又は苦情の問題が生じたときは、認定事業者が自ら責任を持って問題の解決にあたること。

10 留意事項

- (1) 提出された申請書類は返却いたしません。
- (2) 申請された個人情報については、当事業の目的以外には使用いたしません。
- (3) 申請された商品に関する特別なノウハウや秘密事項等については、法的保護を行うなど、申請者自身の責任において対応してください。
- (4) 申請された商品に関して、第三者の著作権や所有権等に損害を与えたことにより生じたトラブル等については自己の責任で解決してください。
- (5) 申請及び審査に要する経費は申請者の負担となります。
- (6) 審査結果に対する個別のお問い合わせには、一切お答えできません。

11 問合せ先・提出先

〒820-8501

飯塚市新立岩5番5号

飯塚市特産品振興・ふるさと応援課 特産品振興係

T E L : 0948-22-5500 (代表)

0948-22-5553 (直通)

F A X : 0948-22-5526

Eメール : tokusanhin-f@city.iizuka.lg.jp